法律の現場から 105

カジノ解禁法案について

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

現在安倍政権はカジノ解禁推進法案を国会に提出して、民間企業によるカジノ解禁を目指しています。日本では、競馬や競輪などの公営ギャンブルを除いて、民間によるカジノ運営等は刑法で処罰の対象とされていますが、これを緩めて一定の要件の下で合法化しようとするものです。

ただ、カジノ解禁には問題が非常に多いです。特に、ギャンブル依存症問題が深刻です。日本では、成人男性の9・6%、成人女性の1・6%が病的なギャンブル依存症で、世界各国に比べて高い状況にあります。カジノの解禁で今以上にギャンブル依存症が増加する可能性がありますし、ギャンブルによる借金での多重債務問題が起こりかねません。また、カジノの委託先や下請け等で暴力団がカジノに参入することで、暴力団の新たな資金源となる可能性もあります。

このように、カジノ解禁には問題が多く、カジノを解禁すべきではありません。

■ちくさ事務所
名古屋千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306
（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）

北医療生協
無料法律相談

なるべく早く相談をお受けできるよう、相談希望日をお聞きし、弁護士との日時の調整を行っています。申し込みの際には、希望日時をお伝えください。

予約制のため、申し込みは事前に電話で。

☎914-4554
（組織担当課）くらしの委員会

■会場 名古屋北法律事務所
（地下鉄「平安通」下車すぐ）